

別表 1

対象外種目	厚生労働大臣が定める者イ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア) 車いす及び車いす付属品 ※ (1) (2) のいずれか	(1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7: 歩行「3. できない」 (※注)
イ) 特殊寝台及び特殊寝台付属品 ※ (1) (2) のいずれか	(1) 日常的に起き上がりが困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4: 起き上がり「3. できない」 基本調査 1-3: 寝返り「3. できない」
ウ) 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3: 寝返り「3. できない」
エ) 認知症老人徘徊感知機器	次の (1) (2) いずれにも該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1: 意思の伝達「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 /または 3 (2~7): 記憶・理解のいずれか 「2. できない」 /または 3-8~4 (1~15): 問題行動のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ) 移動用リフト (つり具の部分を除く) ※ (1) ~ (3) のいずれか	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1-8 「3. できない」 基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 (※注)
カ) 自動排泄処理装置	次の (1) (2) いずれにも該当する者 (1) 排便が全介助を必要とする者 (2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」 基本調査 2-1 「4. 全介助」

(※注) については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者が判断。

別表 2

i	疾病その他の原因により、状態が <u>変動しやすく</u> 、日によって又は時間帯によって、頻繁に第94号告示第31号のイ (別表1) に該当する者 例 : パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象 など
ii	疾病その他の原因により、状態が <u>急速に悪化し</u> 、短期間のうちに第94号告示第31号のイ (別表1) に該当するに至ることが確実に見込まれる者 例 : がん末期の急速な状態悪化 など
iii	疾病その他の原因により、 <u>身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等</u> 医学的な判断から第94号告示第31号のイ (別表1) に該当すると判断できる者 例 : ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避 など